

CGSA フォーラム（中央大学）第 12 号抜刷  
2014 年 3 月発行

IFRS 適用初年度の実情－CAC40 における無形資産の事例－

小関 誠三

## 【研究ノート】

# IFRS 適用初年度の実情 —CAC40 における無形資産の事例—

小 関 誠 三

### 要 旨：

2005年1月1日からのIFRSの適用によって、フランス企業における会計処理に様々な影響が及ぼされた。その結果はとくに無形資産に関係する会計概念や規定に反映された。したがって、[Bessieux-Ollier, C. et E.Wallisier (2007)]は、このような様相を確認するために、パリ証券取引所に上場されているフランス企業（CAC 40）の年次報告書を分析した。これに基づいてわれわれは、本稿において、まずフランスにおける無形資産に関する会計規定の変更を考察し、次に無形資産の会計に関する実務上の変化についての経験的分析を通じて、IFRS 適用初年度の実情を明らかにする。

### キーワード：

CAC 40、無形資産、R&D、のれん、経験的分析

## 1. はじめに

EUの証券規制市場に上場されている欧州企業は、2005年1月1日以降の開始会計年度から、IASBによって公表されたIFRS規準ならびにIFRICの解釈に基づいて連結計算書を作成することが義務付けられた。この準拠の適用によって、フランスの上場企業の年次報告書に重要なインパクトがもたらされたが、なかでも重要な論争的となったのは、無形資産のテーマであったと言われる。

無形資産を対象とするIFRS規準は、2004年に採用されたIFRS 3《企業結合 (Regroupements d'entreprises)》及び表1に集約されるような2004年に改定されたIAS 38《無形資産 (Immobilisation incorporelles)》やIAS 36《資産の減損 (Dépréciations d'actifs)》から構成される。ところが、フランスを含むEU諸国の会計規準は、IASBによって推奨される優先的な方法とは時としてかなりの隔たりを示してきた。とくにこの無形資産のテーマについては典型的であった。さらに、この点に関するIFRS規準は、フランスにおいて早期適用義務が採られなかったので、[Hoarau, C. (2003) préface]が指摘するように、それらの規準はフランスの上場企業の計算書に顕著な影響を及ぼすことになった。

そこで[Bessieux-Ollier, C. et E.Wallisier (2007)]は、無形資産に関するフランス企業の実務に本質的に混乱が見られるのか、逆に相対的に継続性が見られるのか、さらには、無形資産の表示や処理に関する情報の変化について、一般的な傾向を引き出すことができるのか、などの疑問に答えるために、フランスでの当時の証券取引所 (*Euronext Paris*) に上

場されていた CAC 40<sup>1</sup>と称される株式銘柄のうち、一定の条件を満たす企業について調査を行っている。

本稿は、この調査に基づいて、我が国においても「償却か減損か」という文言をもってしばしば話題となる、この無形資産の表示や処理の実態を検証し、IFRS 適用の実情について考察してみる<sup>2</sup>。そのために、まず無形資産に関係する会計規準の変更を整理し、2005年1月1日でのIFRS規準の義務上の適用から生じる重要な変化の分析を行う。次に、CAC 40選定企業に属す企業の財務報告書におけるIFRS規準の初度適用において観察される差異について検討する。

## 2. 無形資産に関する会計規定の変更

IAS 38《無形資産》やこれに適用される会計措置を補完するIAS 36《資産の減損》とIFRS 3《企業結合》は、表1に整理されているように、EUによる承認までに多数の修正を蒙ってきた。とくに内部で開発された無形資産の承認や無形資産の償却を対象とする重要な論争に由来するIAS 38の2004年改定版は、2001年6月に公表された米国の会計規準SFAS 142《のれん及び無形資産》によって強く影響された。この会計準拠枠の変更以前には、連結計算書を公表するまた公開市場で資金調達するフランス企業は、フランスの会計規準(PCG)の記帳規則や公表規則及び会計規制委員会(CRC)の[CRC(99-02)]規定に従わなければならなかった。しかしながら、上記の会計準拠枠とのフランス会計規準の収斂を保障するために、CRCによって2つの規則が採用された。すなわち、[CRC(02-10)]と[CRC(04-06)]である。前者は2002年1月1日から早期適用が認められた最初の規定であり、償却と減損の概念を見直し、また有形及び無形資産の減損テストを行うべき状況を明確にしている。後者は、資産の定義、記帳及び評価について規定し、2004年1月1日から早期適用が認められた。

連結計算書を公表する企業に課される規則の変化は、取得差額(écart d'aquisition)または“のれん(goodwill)”<sup>3</sup>の会計処理とその他無形資産要素に関するものとに区別され、図1に説明されているように、2003年から2005年の3つの会計期間が識別される。すなわち、2003年と2004年との間についての期間1(フランス規準)、移行期間及び期間2である。すなわち(IFRSで)再処理された2004年と2005年の間である移行期間は、2004年に関係する。企業は、場合によってはIFRSの準拠枠に従って再処理された情報とともに、フランス規準で連結計算書を公表する。2005年の年次報告書においては、2004年の連結計算書が情報の比較を保障するために、組織的に再処理される。この期間を通じて、特別な規

<sup>1</sup> 株価指数算定のための時価総額上位40の株式銘柄である。

<sup>2</sup> 本稿執筆中に、政府(経済産業省)は企業がM&Aによって新規事業を開拓し、利益を伸ばすのを後押しするために、“のれん”の会計処理規準を欧米式に合わせて償却から減損処理に変更するように検討に入ったとされる(2014年1月27日付日本経済新聞)。企業会計基準委員会(ASBJ)は現在のところこの要請を受けてはいないようであるが、ここで“のれん”の償却から減損処理に移行したフランス企業の事例を検証することは時宜にかなったものといえよう。

<sup>3</sup> 取得差額と“のれん”は同義に用いられる。

準、すなわち IFRS の初度適用に際して遵守すべき規定を明示している IFRS 1 で認められる選択肢（オプション）が適用される。

図 1：無形資産に関する会計規定の変遷

<b>期間 1：無形資産に関するフランス会計規準</b>	
31/12/2003	31/12/2004
<b>移行期間：IFRS 1</b>	
31/12/2004	31/12/2005
<b>期間 2：IFRS(IFRS 3、IAS 36 及び 38)</b>	

出所) [Bessieux-Ollier, C. et E.Walliser(2007),p.222.]

IFRS 1 によれば、連結計算書の作成のために採られる会計原則は、移行年度の開始貸借対照表上に統合的及び遡及的に適用されなければならない。この点は再処理について的一般原則であり、IFRS 規準が従前から存在していたかのように適用される。しかしながら IFRS 1 は、この原則に、移行日での開始貸借対照表において、2004 年 1 月 1 日以前の企業結合(IFRS 3 の方式による)を再処理しないオプションを含むいくつかの例外を認めている。この場合には、過去に採られた企業結合の記帳方法は問題とはされないの、フランスの原則から生じる取得差額（“のれん”）の正味簿価が IFRS での新規の総価値を構成することになる。

IFRS3 及び SFAS141 のような国際的な会計規準によれば、企業結合は取得法 (method de l'acquisition) を適用して処理されなければならない。これに対して、フランスの準拠枠では、離脱の方法とみなされるけれども、持分プーリング法 (méthode du pooling) が同様に許容されている<sup>4</sup>。言うまでもなく、後者の場合には、いかなる取得差額も確認されない。すなわち、取得企業の資産及び負債は、その方法の目的が結合に参加する企業があたかも常にひとつの実体を構成するかのようにみなされ、簿価で記帳される。IFRS 3 の遡及適用は、持分プーリング法に準拠する企業が、2004 年 1 月 1 日以前での取得を再処理するように、また無形資産、すなわち、識別可能な無形資産と同様に取得差額を認識することになる。

取得差額の償却廃止は、IFRS 3 《企業結合》によってもたらされる他の重要な変更を構成する。フランスの準拠枠のもとでは、取得差額は期間を厳格に定めることなく、規則的に償却される。フランス証券取引委員会 (COB、現：AMF) は、40 年を超えるすべての期間は禁止していたが、20 年を超える償却期間を受け入れる考えを控えめにではあるが示唆していた。それゆえ、取得差額の償却廃止の措置は、[Bessieux-Ollier, C. et

<sup>4</sup> [CRC(99-02) paragraphes 215 et CRC(00-07).]

E.Walliser(2007),p.224.]によれば、かつて取得差額と非償却無形資産との間の償却費の連結成果（損益）への影響を削減することを狙いとして、取得差額と非償却無形資産との間でしばしば調整が見られたのであるが、今後はこのようなすべての調整の試みを無駄なものにさせることになると指摘される。

表 1 取得差額に関する会計準拠枠の変更

	フランス(期間 1) 99-02 規定及び PCG 前倒し適用されるな らば: CRC02-10 及び 04-06	移行期間(IFRS 1)	国際会計規準(期間 2) IFRS 3- IAS 36
正の取得差額	<p>企業結合： 取得法または持分プ ーリング法。</p> <p>取得差額の資産計上 の可能性：2000 年 1 月 1 日以前に許容さ れる自己資本への算 入(規定 99-02 の 215 項の特別措置)。</p> <p>資産化される場合に は、経済的耐用年数に よる任意償却期間。</p>	<p>移行日以前の企業結 合を再処理しないオ プション(問題とな らない過去に採られ た会計方法)。</p> <p>IFRS 3 規則に拠る 2004 年度の義務的 再処理: IFRS での最 初の開始貸借対照表 の自己資本に直接に 記帳される会計方法 の変更 (IFRS/以前 のシステム)。</p> <p>IFRS で認識される 無形資産の諸要素の 偶発的再分類。</p>	<p>企業結合： 取得法のみ。</p> <p>資産に記入される取得 差額 －非償却。</p> <p>資金生成単位(UGT) で の1年に1度(または必要 ならば頻繁)の減損テス ト。</p> <p>最初の記帳以降に価値 の喪失の累積額を控除 した原価での取得差額 の評価。</p>
負の取得差額	<p>貸借対照表の負債に 危険引当金として記 帳される負の取得差 額及び正当な期間に わたる損益計算書へ の每期戻入れ。</p>	<p>未処分成果の開始残 高に対応する調整を もって差引かれる移 行時に存在する負の 取得差額。</p>	<p>期首に差引かれる負の 取得差額。</p>

出所) [Bessieux-Ollier, C. et E.Walliser(2007),p.223.]

ところで償却廃止の場合には、取得差額はIAS 36《資産の減損》にしたがって、減損テストの対象にならなければならない。それゆえ移行日には、必要ならば、企業は価値の喪失を記帳することになるので、取得差額について実施された償却は取り消されることになる。次年度には、少なくとも毎年また減損の兆候が見られるたびに、価値の喪失が確認される。この取得差額は、企業が識別した資金生成単位(UGT)に配賦することができる。この資金生成単位は、他の資産または資産グループによって生み出される資金の流入とは独立して資金の流入を生み出す識別可能な資産の最小グループである。そこでの減損テストの実施は、とくに価値喪失のリスク指標の選択、またはさらに資金フローの現在割引価値の算定のために用いられる割引率の選択について、計算書の作成者の判断に依存する財務上の概算見積もりを誘引することになる。

### 3. 無形資産の諸要素

取得無形資産に適用される規則は、企業内部で開発される無形資産要素に関係する規則とは区別されるので、認識規準はそれぞれの場合に異なる。

#### (1) 取得無形資産

上場企業においては、無形資産の大部分は最初の連結差額の割当てから生じる。会計処理に関する情報は、IAS 38《無形資産》及びIAS 36《資産の減損》によって提供される。

国際的な準拠枠(IFRS3及びSFAS141)においては、無形資産は物的実体のない識別可能な非貨幣性資産と定義される。それは、帰属され得る将来の経済便益が企業にもたらされること、またその費用が信頼できる方法で見積もり評価できることが確実である場合にのみ記帳され得る。資産は、“のれん”とは独立して識別され得る場合か、契約上の権利ないしその他法的権利から生じる場合に識別可能性の規準を充足する。

このことがひとたび承認されるならば、IAS 38は計算書の締切り時点で無形資産の2つの評価モデルを許容する。すなわち、原価モデルと再評価モデルである。後者の場合には、無形資産は累積償却額及び偶発的な価値の喪失を控除して、再評価日の公正価値で処理される。公正価値は資産市場に準拠して決定されるので、このモデルは実際には無形資産に適用されない(IAS 38 § 78.)。

IFRS 1は、IFRSへの移行時に、2004年1月1日での開始貸借対照表において“みなし原価(coût présumé)”を決定するために、公正価値で無形資産の全部ないし一部を評価するオプションを提供している。この“みなし原価”は、その資産が償却されなければならないならば、資産の償却の基礎を構成する。価値の喪失の場合には、減損損失を開始自己資本から控除する。

表2に整理されているように、IFRSに現われる無形資産要素の取り扱いの制約条件は、フランスの企業を規制する。ところがフランス企業は、資産の定義に関係する、場合によっては、無形資産要素の性質に関する省察に関係する[CRC (04-06)]規定について、早期適用を選択してこなかった。したがって、フランスの準拠枠における、しかもIAS 38の規

表 2 取得無形資産に関する会計準拠の变更

	フランス(期間 1) 99-02 規定及び PCG 前倒し適用される ならば： CRC02-10 及び 04-06	移行期間(IFRS 1)	国際会計規準(期間 2) IFRS 3-IAS 36
取得無形資産	<p>最初に原価で記帳。 営業権：取得ならば、資産に計上。1999 年以前に取得ならば、償却は義務ではない。1999 年以降に取得ならば、規則的償却。 権利委譲、特許、認可、手法、ソフトウェア、権利及び類似価値：取得ならば、資産に計上し、最大限を規定しない耐用年数にわたって償却。 無限の耐用年数の資産(商標)：償却しない。</p>	<p>開始貸借対照表において、“みなし原価”を算定するために、移行日に公正価値で無形固定資産の全部ないし一部を評価するオプション。 IFRS での最初の開始貸借対照表の自己資本に直接的に記帳される会計方法(IFRS/以前のシステム)の変更。 IFRS では認識されない無形資産の取得差額への再分類。</p>	<p>定義及び認識規準を充足するならば、資産に記帳。 最初の記帳： 一個別に取得された固定資産の原価で。 一企業結合の範囲で取得された固定資産の公正価値で。 原価ないし再評価モデルによる事後評価。 有限の耐用年数を持つ無形資産：有効期間に亘って償却。各期間の締切りに再点検される償却期間及びモデル。 価値の喪失の兆候があれば、減損テスト。 不確定な耐用年数の無形資産：非償却。毎年(必要ならば頻繁に)減損テスト。 無形資産の残存期間は、一般にゼロと見做される。</p>

出所) [Bessieux-Ollier, C. et E.Walliser(2007),p.225.]

定を充足しない資産の範囲内で認識される若干の無形資産は、取得差額に統合されなければならない。取得差額と分離して識別することのできない市場占有 (parts de marché) の事例がこれに該当する。

これとは対照的に、IFRS 準拠枠は、企業結合の際に取得される無形資産の認識規準について若干の柔軟性をもたらす。すなわち、無形資産に結び付けられる契約上ないし法的権利の存在は、その識別にまた将来の経済便益の支配を立証するために、不可欠ではないが十分条件であると見做している。このことは、[Price Water House Coopers(2004), § 3580]によれば、以前に取得差額（“のれん”）に表示した法的保護のない無形資産の若干のカテゴリーである商標権（*marques*）、顧客名簿（*fichiers clients*）・・・を、企業が資産に計上することを可能にする。

IAS 38 規準のこの二重の解釈は、それゆえ企業の連結計算書に逆のインパクトをもたらして得る。すなわち、一方では無形資産部分の削減に、また他方では“のれん”部分の増加に導く制約的解釈、またはこれとは逆に、“のれん”とは別々に認識することを優遇する法的保護のない支配概念に集中する広義の解釈を許容させることになる。

貸借対照表で認められる無形資産の償却期間に関しては、国際的な準拠枠は、フランスの準拠枠とは異なり、それが惹起する多数の論争にもかかわらず、無形資産が無限の耐用年数を持つとの考え方を採っていない。それゆえ、企業は無形資産の有効期間が有限ないし不確定であるかを査定しなければならない。L'Oréal の若干の商標権の事例<sup>5</sup>のように、耐用年数が不確定である無形資産は償却されないことになる。

### (3) 企業内部で開発された無形資産要素

企業自らが創出した無形資産の会計処理に関する規則は、同様に IAS 38 規準に見出される。しかし、企業内部で創造された“のれん”の事例は、資産に記帳することが禁じられているので、表 3 では扱われていない。

企業によって開発された無形資産を貸借対照表の資産に表示するためのすべての条件を充足することができるか否かを査定することは困難であるので、IAS 38 は 2 つの段階に固定資産の創出プロセスを区分することを推奨している。すなわち、研究段階と開発段階( IAS 38 § 52)である。次に開発段階は、6 つの資産計上要件がすべて充足される場合に資産として計上すべきことを規定している( IAS 38 § 57)。

フランスの準拠枠では、研究開発費は 3 つのカテゴリーに区分される。すなわち、基礎研究、応用研究及び開発である。フランスの規則は、若干の条件の下で、応用研究費及び開発費を資産計上するか費用処理するか、その可能性を企業に任せている。それゆえ、資産計上（*activation*）は経営管理意思決定に従属することになる [Tondeur, H. (2002) p.29.]。これらの費用はその場合、例外的事例を除いて、5 年を超えることのできない期間で規則的に償却されなければならない。

---

<sup>5</sup> この点は L'Oréal の国際的な商標権について該当する [L'Oréal (2004) p.09.]。



表3 企業内部で開発された無形資産要素に関する会計準拠枠の変更

	フランス(期間 1) 99-02 規定及び PCG 前倒し適用される ならば： CRC02-10 及び 04-06	移行期間(IFRS 1)	国際会計規準(期間 2) IFRS 3-IAS 36
研究開発費の 支出	基礎研究：費用。 応用及び開発研究：支 出を資産に計上する 可能性(資産化が強制 されるソフトウェア を除く)。 最大 5 年間にわたっ て定期的に償却。	フランスの会計準拠 枠によって費用に記 帳された開発費を無 形固定資産に再分 類。 開始貸借対照表に おいて、みなし原価 を算定するために、 移行日に公正価値で 創造された無形資産 の全部ないし一部を 評価するオプション： IFRS での最初の 開始貸借対照表の自 己資本に直接記帳さ れる会計方法の変更 (IFRS / 以前のシス テム)。	研究段階：費用。 開発段階：資産に支 出を計上する義務。
その他企業内 部開発無形資 産	ソフトウェア(条件 が充足される場合、資 産化が義務付けられ る)を除いて資産化で きない。 商標 (CRC 99-02) に ついては、曖昧な立 場、CRC04-10 によ って明確化された：資 産化禁止。	IFRS では認識され ない創造された無形 資産を取得差額に再 分類。	企業内部で創造され た商標、解説書、新 聞・雑誌のタイトル、 顧客名簿 (listes de clients) 及びその 他類似構成要素に ついては、資産化で きない。
特別支出	組織形成費：最大 5 年で償却。 職業養成・広告支出： 費用。		組織形成費：費用。 職業養成・広告支出： 費用。

出所) [Bessieux-Ollier, C. et E.Walliser(2007),p.227.]

したがって、この点について[Cazavan-Jeny(2004)p.7.]は、IAS 38 規準は経営管理意思決定におけるこのような権能を義務に変えて、企業内部で開発された無形資産の資産計上について、すべての選択の可能性を取り除くことで、これらの要素の記帳のすべての裁量的利用リスクを減少させていると指摘する。

しばしば論争の対象となる企業内部で創出された若干の無形資産要素の事例、また特に商標に関するフランスでの位置付けを解明するために、IAS 38 は同様に、企業内部で開発された商標、解説書(notices)、新聞・雑誌のタイトル、顧客名簿及び本質的に同類のその他の要素について、資産計上ができないことを強調している。というのは、それらはその活動の開発費が区別され得ないからである。

移行時には、これらの修正は、過年度に費用として計上された要素(開発費)を無形資産として認識するように、またはIFRSによって無形資産として認識されない要素(市場占有・・・)を取得差額(“のれん”)に再分類するように導くことになる。

“のれん”や取得無形資産についてと同様に、これらの無形資産の価値の査定に際しては、特に締切り時には、判断部分が不可避である。企業内部で開発された無形資産の事例では、開発費を資産化することのできる条件の評価に関して、追加的な困難が加わる。国際的な準拠枠のもとでは、フランスの準拠枠のもとでよりも規準が多くまた制限的である。このことは、監査人にとって、必然的に新たなリスク負担となる査定を誘引する要素となる。

#### 4. 無形資産に関する会計実務の定性分析

上に指摘したように、フランスは国際的な基準の前倒し的な義務上の適用を規定しなかったので、国際的準拠枠への移行経路がフランスの上場企業の連結計算書に明白に影響を及ぼすことになった。それでは、フランスでの最初のIFRS規準の適用による貸借対照表がどのような影響を蒙り、無形資産に関する企業実務が実際にどのような状況にあったのか。この点について、[Bessieux-Ollier, C. et E.Walliser(2007)]は、CAC 40に属すフランス企業の年次報告書について、3つの年度を対象に定性的分析を行っている<sup>6</sup>。

##### (1) 2003年度と2004年度：2つの比較年度

欧州証券市場規制者委員会[CESR(2003)SESR/03-323e.]が指示しているように<sup>7</sup>、国際的規準への移行経路の省察の出発点として2003年度を考慮することが必要とされる。2003

<sup>6</sup> 実務上の比較を実施するために、①IFRSを考慮する以前の2003年度；②移行年である2004年度（この年度については、フランス準拠枠とIFRS準拠枠に基づくデータを利用している。）；及び③IFRSの初度適用年である2005年度の3つの期間についての指標を提供する企業が採用された。3つの期間すべてについて情報を提供していない企業(Publicis, Essilor, GDF, EDF)、フランス以外の企業（既に若干のIFRS規準について適用をしているArcelor, EADS, STMicroelectronics）並びに特別な研究に配慮する必要がある金融・保険部門に属す企業（AGF, AXA, BNP Paribas, Crédit Agricole, Dexia, Société Générale）は除外された。それゆえ最終サンプルは、3つの期間について26企業からなり、3×26=78の年次報告書の数量的研究が行われた。年次報告書の精査は、IFRS規準とフランス規準によって企図された義務やオプションに基づいて事前に構成された分析表によって実施され、変化の要素並びにこれらの変更の原因の証明が事例ごとに研究されている。

<sup>7</sup> 欧州証券市場規制者委員会（CESR）は、実際には、2004年度中間報告書を含めて、IAS/IFRS規準への移行を容易にするためのプロセスとして4段階を識別している。

年度の年次報告書において識別される主要な相違は、“のれん”の償却廃止の問題を除いて、開発費の資産化及び市場占有の処理に関係している。若干のグループが商標のような特定の無形資産の不確定な耐用年数の問題を探りあげているのに対して、特定のセクターに固有な、給付委譲契約(concessions)の処理の問題が同様に引き合いに出されている。これらの関心事は、無形資産の領域において重要な再処理を惹き起こすことになる。

[Bessieux-Ollier, C. et E.Walliser(2007),p.230.]の調査によれば、まず2003年度末で、2004年1月1日以前での企業結合の遡及的再処理及び/または移行日での資産の公正価値評価を行うことを表明しているのは、23%の企業のみであった。また、資産の償却及び減損に関する[CRC(02-10)]規定の早期適用を推奨するCOB/AMFの勧告とは反対に、50%以上のグループが2003年度及び2004年度の連結計算書にそれを適用しないことを表明している。しかしながら、若干のグループ(Alcatel, Carrefour, PPR及びThalès)については、その規定を引用することなく(Schneiderについては例外)、取得差額(“のれん”)の評価について、ED3/IAS 36に近似する減損テストを毎年実施すると明言している。

2004年度の年次報告書においては、早期適用を規定していないにもかかわらず、80%以上の企業が、IFRS規準で再処理された情報を提供している。それらのうち27%が部分的にそれを行っているのに対して(たとえば、成果計算書への主要な影響の査定を伴う開始貸借対照表項目についての情報提供)、54%の企業は2004年12月31日での連結計算書の完全な再処理を公表している。若干の例外を除けば、これらの情報は規則的に監査されている。残りの19%が、IFRS規準への転換プロセスに従うさまざまな情報について伝達をしているに過ぎない。したがって、企業の連結計算書における無形資産の比重を査定することができる状態にあり、非流動資産合計における無形資産の比重の変化は、3つの研究対象年度を通して安定していることが確認される<sup>8</sup>。

このように、新しい規準への移行によって影響を受けるのが、非流動資産合計における無形資産の比重ではないとするならば、次に無形資産それ自体の内部での影響、すなわち“のれん”と識別可能な無形資産との配分の変化について検討する必要がある。

## (2) 2004年移行期間：無形資産の構成変化

表4、5及び6の3つの諸表が示しているように、IFRS規準への移行は、大部分の会社(65%)については、“のれん”と識別可能な無形固定資産との間における無形資産のこれまでの配分状況の変化を示している。この場合には、2つのグループに識別することができる。すなわち、第1グループは、“のれん”のために趨勢の逆転が起こる企業から構成される(38%の事例)、また第2グループは、逆に、識別可能な無形資産の割合の増加が起こる企業から構成される(27%の事例)。残りの第3グループは、いかなる重要な傾向の修正も観察され得なかった企業群に対応する(35%)。

<sup>8</sup> 非流動資産に占める無形資産の割合は、対象サンプル企業の50%以上についてはほぼ半分であり、約1/3の企業については1/3以下である。この割合は言うまでもなく業種によって異なり、PPRやPernord Ricardのように80%近くになる事例もあれば、Michelin、Renault及びTotalなどのように10%以下の低い水準の事例もある。

このような非流動資産における無形資産の安定性は、時として無形資産に関する実務において若干の重要な修正があることを覆い隠してしまいがちである。規定の変更の影響を把握することができるためには、その分析は何よりもフランスの準拠枠と国際的な準拠枠とに準拠する 2004 年度データの比較に依存する。これらの項目の変更に関する注釈は、無形資産を構成する諸項目や実施された再分類に関する注記情報の検討の結果からもたらされる。

グループ 1 の企業については、表 4 のように、IFRS 規準への移行は、企業の無形資産合計において、識別可能な無形固定資産の比重を低減させて、“のれん”の比重の増加に重要なインパクトを及ぼす。その要因を明らかにするためには、フランス規準よりも IFRS 規準で限定的に定義される識別可能な無形資産の認識規準について、説明がなされなければならない。市場占有や営業権 (fonds de commerce) のような若干の無形資産は、ここでは“のれん”に再分類される。それらは国際的な準拠枠によって要求される分離可能な資産化の規準 (critères d'activation séparée) にもはや対応しない。その他の資産化無形資産要素におけるこれらの項目の比重に応じて、その消滅は識別可能な無形資産と“のれん”との配分の変更を多かれ少なかれ明示することになる。CapGémini または Lafarge については、市場占有は識別可能な無形資産の約 90%を表している。L'Oréal については、営業権は約 70%を表わしている。その際“のれん”の比重は、支配的な要素になっている。無形資産の内訳の価値を提供していない Bouygues や Lagardère については、これらの割合を入手できないが、2004 年移行年度の注記で公表されている比較貸借対照表における再分類の検証によって、同様の結論に達することができる。

PPR については、“のれん”の比重の変化は、1999 年 1 月 1 日から企業結合を遡及的に再処理することをグループが選択したことによって、同様に説明され得る。1999 年 1 月 1 日という日は、PPR の重要な部門である Gucci グループをこの日に取得した事実から採用された。IFRS 1 に従って、このことはグループが IAS 36 及び 38 の規準をこの日から適用するように、またそれゆえこの日から“のれん”の償却繰入額を取消すように導いた。IAS 36 に準拠して確認された不可逆的な (戻入のできない) 減損は、この“のれん”の償却繰入額の取消し部分をもって減損損失を埋め合わせているに過ぎないことになる。

表4 グループ1：無形資産合計における“のれん”割合の増加

企業		2003	2004	2004 IFRS	2005
Bouygues	“のれん”の比重	4%	3%	82%	81%
	識別可能無形資産の比重	96%	97%	18%	19%
分析：無形資産（市場占有及び保護されない営業権）の非償却“のれん”への大部分の組入れ					
Cap Gemini	“のれん”の比重	60%	38%	90%	93%
	識別可能無形資産の比重	40%	62%	10%	7%
分析：取得差額に分類されたグループによって認識された市場占有					
Carrefour	“のれん”の比重	90%	89%	93%	92%
	識別可能無形資産の比重	10%	11%	7%	8%
分析：店舗の営業権項目の消滅。明確な情報ではない。					
Danone	“のれん”の比重	58%	56%	74%	78%
	識別可能無形資産の比重	42%	44%	26%	22%
分析：“のれん”への営業権の再分類。ここでは、項目の増加の大部分は、第三者によって所有される参加持分を取得するグループ契約の記帳に結び付けられる（少数株主持分の購入権）。					
L'Oréal	“のれん”の比重	18%	18%	77%	76%
	識別可能無形資産の比重	82%	82%	23%	24%
分析：取得差額に分類された市場占有及び営業権。					
Lafarge	“のれん”の比重	60%	57%	95%	95%
	識別可能無形資産の比重	40%	43%	5%	5%
分析：企業結合の範囲で記帳された無形資産の再分類（明確ではないが多分営業権）。					
Lagardère	“のれん”の比重	50%	42%	61%	60%
	識別可能無形資産の比重	50%	58%	39%	40%
分析：企業結合の範囲で記帳された無形資産の再分類（明確ではないが多分営業権）。					
PPR (現:KERING)	“のれん”の比重	32%	19%	45%	46%
	識別可能無形資産の比重	68%	81%	55%	54%
分析：“のれん”に再分類された市場占有、看板及び営業権。1999年1月1日以降に生じた企業結合の再処理。					
Veolia	“のれん”の比重	61%	66%	81%	81%
	識別可能無形資産の比重	39%	34%	19%	19%
分析：取得した市場占有及び営業権の“のれん”への再処理。配分費用の消去。給付委譲権に関する不確実性。					
Vivendi	“のれん”の比重	60%	67%	80%	76%
	識別可能無形資産の比重	40%	33%	20%	24%
分析：市場占有項目の消滅。若干の商標の償却、貸借対照表外での契約への若干の無形要素の記帳（スポーツ放映権）。					

出所) [Bessieux-Ollier, C. et E.Walliser(2007),p.232.]

表 5 のように、グループ 2 の企業については、表 4 のグループ 1 の企業とは反対に、IFRS 規準への移行は、企業の無形資産合計における“のれん”の比重を低減させて、識別可能な無形資産の比重に大きな影響を及ぼすことになる。この変化の理由のひとつは、このカテゴリーの企業の大部分が、国際的な準拠枠のもとで開発費を資産化したことに関係している。石油部門または給付委譲経営部門のような特殊な部門に属す企業については、部門特有の特殊性を見出すことができる。これらの 2 つの点を以下に見てみよう。

概して、国際的な規準への移行は、開発費の資産化<sup>9</sup>に関して実務に多大のインパクトを及ぼした。2003 年度では、フランスの準拠枠に基づいて、Lagardère<sup>10</sup>、Thalès 及び Renault の 3 つの企業のみが既に開発費を資産化していた。Renault については、それにもかかわらず、IAS 38 の適用がその貸借対照表に影響を及ぼした(それゆえに、Renault はグループ 2 に帰属している)。すなわち、開発費は 2002 年以降、資産化されてきたが、IFRS 規準の適用は 2002 年 1 月 1 日以前に費用に計上された部分を 2004 年 1 月 1 日に資産計上するように導いた。

また、2003 年度の年次報告書においては、70%以上の企業が開発費について何等の情報も提供していない。2005 年度の年次報告書においては、半数以上(54%)の企業が開発費を資産化することを明確にしている。その場合、要件を充足し十分信頼し得る記録を処理することのできる可能性が不可欠であり、France Telecom、Peugeot、Renault、Schneider などの企業は、時として、規準の遡及処理に関する制約について、正当化することのできるように補足的情報を提供している。これらの開発費は、そのような場合、大きな金額になり得る。すなわち、2005 年度の Alcatel については、識別可能無形資産の 80%以上であり、また 1999 年以来、遡及的にその規準を適用している Peugeot については 90%以上である。さらには、ある企業<sup>11</sup>については、資産化の計上要件が詳述されることなくそのまま掲記されているだけであり、[Bessieux-Ollier, C. et E.Walliser(2007),p.234.]によれば、算定される諸要素の処理の説明の欠如が解決され得ないので、実際の資産化について疑問が残る点もあると指摘される。国際的な準拠枠にしたがって費用として開発費を処理する企業については、その正当性が体系的に提示されている。たとえば Michelin は、資産計上要件が当該グループによってまったく充足されないことを指摘している。

<sup>9</sup> ソフトウェアの開発を除く。

<sup>10</sup> これらの要素は、より正確には、その子会社 EADS によるものである。

<sup>11</sup> TOTAL を指示していると推察される。

表5 グループ2：無形資産合計における識別可能無形資産割合の増加

企業		2003	2004	2004 IFRS	2005
Alcatel 現：	“のれん”の比重	93%	90%	84%	82%
Alcatel-Lucent	識別可能無形資産の比重	7%	10%	16%	18%
分析：開発費の資産化。					
LVMH	“のれん”の比重	47%	46%	34%	34%
	識別可能無形資産の比重	53%	54%	66%	66%
分析：看板、営業権及び配給ライセンスの無形資産への再分類。Louis Vuitton 商標の識別。					
Peugeot	“のれん”の比重	90%	88%	36%	31%
	識別可能無形資産の比重	10%	12%	64%	69%
分析：1999年以降に生産開始されたすべての自動車プロジェクトの開発費の遡及的資産化。					
Renault	“のれん”の比重	14%	10%	5%	8%
	識別可能無形資産の比重	86%	90%	95%	92%
分析：IAS 38 規準の適用対象で、また移行日に VNC について資産化された 2002 年 1 月 1 日以前に費用計上された開発費。					
Suez	“のれん”の比重	78%	80%	61%	79%
現：GDF-Suez	識別可能無形資産の比重	22%	20%	39%	21%
分析：給付委譲契約に関する IFRIC の解釈プロジェクトの 2004 年 1 月 1 日からの適用。					
Total	“のれん”の比重	67%	58%	35%	26%
	識別可能無形資産の比重	33%	42%	65%	74%
分析：開拓(探索)支出の記帳に関する IFRS 6 規準の適用。					
Vinci	“のれん”の比重	12%	19%	13%	12%
	識別可能無形資産の比重	88%	81%	87%	88%
分析：“のれん”への市場占有の再分類及び営業権の消去。給付委譲配属の領域での固定資産は無形資産に帰属された。					

出所) [Bessieux-Ollier, C. et E.Walliser(2007),p.233.]

給付委譲契約 (concessions) の領域に属す活動の会計処理の規準については、2003 年度と 2004 年度の時点では、IASB の解釈委員会(IFRIC)はまだ研究の途上であった。IFRIC が、既存の IFRS にしたがって、給付委譲の合意に関する権利獲得者 (cessionnaires) についての契約の会計処理の定義を支援する 3 つの解釈プロジェクト(D12、D13 及び D14) を公表したのは、2005 年 3 月のことであった。最初の適用期日が 2006 年 1 月 1 日であったので、2005 年末ではこれらの解釈規定は義務化されていなかった。

給付委譲契約に関するプロジェクトは、受任者 (délègataire) がインフラを資金調達する場合、このようなインフラが有形固定資産としてもはや受任者の資産に現れ得ないので、

権利獲得者の会計実務に重大な変更を及ぼす可能性がある。彼等は、支払額が認可・授与者 (concedant)によって実現される場合には金融資産として、支払額が利用者から徴収される場合には無形資産として処理しなければならない。この点に係るグループは、IFRIC の検討中の状況について詳細に報告をしている。

移行日には、彼らが準拠する会計処理に相違が現れる。特に Véolia または Vinci に比べて、Suez の立場は大変異なっている。Suez グループは、2004 年 1 月 1 日から、IFRIC の解釈プロジェクトを適用することを決定した。このことは、識別可能な無形資産額を 2.5 倍にする結果をもたらした。Véolia グループは、2006 年度中に初めてこれらの解釈を実施することを決定したので、この種の資産が非流動資産の約 25%を示す Véolia の投資は、それらを有形資産として記録することを継続している。もし Véolia が、IFRS への移行時に、Suez によって採られる解決策を選択したならば、2004 年度と 2005 年度の連結計算書は識別可能な無形資産部分が顕著に増加したであろう。このことは、表 4 (グループ 1) から表 5 (グループ 2) への移行をもたらしたであろう。

このグループ 2 に LVMH が存在するのは、Moët Hennessy (MH) と Louis Vuitton (LV) が合併した 1987 年以降に実現された取得を、遡及的に再処理することをグループが決定したことによって説明される。その時の取引は、持分プーリング法として連結処理された。したがって、特に商標資産のいかなる再評価もこの取引に際して記録されなかった。ところが、持分プーリング法は IFRS 規準や合併取引後の新たな集合体の議決権の約 60%を支配する MH の株主によって認められなかったので、IFRS 3 を適用して、この取引は MH による LV の取得から構成されると見做された。このことは、LV の商標を貸借対照表上で公正価値評価することを可能にした<sup>12</sup>。他方では、この日以降、“のれん”の償却廃止がほとんど同額の減損に置き換えられた。

表 6 のように、第 3 の企業グループについては、国際的な準拠枠への移行経路が無形資産における識別可能無形資産と“のれん”との比重の配分に影響を及ぼしたとは思われない。この実務上の表面的な安定性は、実際には、大変多様な様相を覆い隠している。移行日に実施された再処理の分析は、たとえば、若干の企業が識別可能無形資産を“のれん”に分類したり、または開発費を資産化することを明らかにする。それらは、前述の 2 つのカテゴリーのいずれかで見出すことができた。しかし、これらの再処理はさほど大きくない金額について行われるに過ぎない。大きな部分は IAS 38 規準を充足する無形資産から構成されている。たとえば、Accor 及び Schneider については無形資産の約 70%、Saint Gobin については 80%、及び Pernod Ricard については 95%以上を示す償却されない商標などである。

<sup>12</sup> LV の商標について考慮される価値は、1988 年の LVMH の取得時での Christian Dior の連結計算書で考慮された価値に等しい。



表6 グループ3：無形資産と“のれん”との間の配分における安定性

企業		2003	2004	2004 IFRS	2005
Accor	“のれん”の比重	82%	83%	81%	81%
	識別可能無形資産の比重	18%	17%	19%	19%
分析：取得差額への市場占有の再分類。組織形成費の消去。					
Air Liquide	“のれん”の比重	79%	83%	85%	87%
	識別可能無形資産の比重	21%	17%	15%	13%
分析：取得差額への営業権の再分類。					
France Telecom	“のれん”の比重	61%	62%	64%	64%
	識別可能無形資産の比重	39%	38%	36%	36%
分析：償却対象の電話加入者への市場占有の再分類。					
Michelin	“のれん”の比重	65%	64%	66%	70%
	識別可能無形資産の比重	35%	36%	34%	30%
分析：IAS 38の影響はない。開発費は引き続き費用に計上。					
Pernod Ricard	“のれん”の比重	9%	9%	10%	29%
	識別可能無形資産の比重	91%	91%	90%	71%
分析：明確な情報はない。					
Saint Gobain	“のれん”の比重	73%	73%	74%	82%
	識別可能無形資産の比重	27%	27%	26%	18%
分析：開発費の資産計上。営業権の“のれん”への再分類。組織形成費の消去。					
Schneider	“のれん”の比重	93%	83%	83%	82%
	識別可能無形資産の比重	7%	17%	17%	18%
開発費の資産計上。期間配分費用の消去。					
Thalès	“のれん”の比重	91%	89%	89%	84%
	識別可能無形資産の比重	9%	11%	11%	16%
分析：既に適用されている原則を考慮しているので、IAS 38の影響はない。既に開発費は資産計上されている。					
Thomson	“のれん”の比重	57%	56%	56%	60%
	識別可能無形資産の比重	43%	44%	44%	40%
分析：償却対象の得意先契約関係への市場占有の再分類。					

出所) [Bessieux-Ollier, C. et E.Walliser(2007),p.236.]

このグループにおける Thomson 及び France Telecom の立場は、強調されるべき要素がある。グループ 1 のその他の企業と同様に、それらの識別可能無形資産の中には看過できない項目がある。それは市場占有から構成される。しかしながら、それは IFRS 規準への移

行時に名称を変更することによって、貸借対照表の資産項目に維持されている。それらは、France Telecom については《加入者ベース (bases d'abonnés)》(2004 年から)、Thomson については《得意先契約関係 (relations contractuelles clients)》と名称が変更されている。

最後に、その他 Michelin 及び Thalès については、新しい規準が既に適用された原則に対応しているので、無形資産に恐らくほとんど影響を及ぼさなかった。Thalès は既に開発費を資産化していたし、また 2003 年から IAS 36 に従って“のれん”について減損テストを実施してきた。

### (3) 2005 年度：情報改善について緩和された貸借対照表

各グループは、最終的に、移行期日以前の企業結合について遡及適用の再処理をしないという IFRS 1 規準によって提供される可能性を広範に利用した。この結果は、比較的に大きな企業サンプルに基づいて実現された監査法人による研究成果やこれが再処理を簡潔にする手段であることを注釈するフランス専門会計士協会高等審議会[CSOEC(2006)]の国際会計規準適用の調査結果と合致する。3 のグループのみが 2004 年 1 月 1 日以前になされたすべての取得に対して IFRS 3 を遡及適用することを決定した。すなわち、Peugeot については 2001 年から、LVMH については 1987 年から、及び PPR については 1999 年からである。唯一の企業、Pernod Ricard のみが、開始貸借対照表において、若干の有形・無形固定資産を公正価値で評価するオプションを採用した。しかしながら、このオプションは例外的にまたさほど重要ではない金額について利用された。

連結計算書における情報の表示様式に関しては、26 企業のうち 19 の企業が識別可能無形資産に関する情報から“のれん”に関する情報を区別している。その場合には、2 つの別々の欄が貸借対照表上に表示されている。これに対して、Carrefour、CapGémini、Thomson、Total 及び Renault の 5 つの企業が、無形資産を未分離の欄をもって表示している。だが、それらのうち Carrefour と Thomson の 2 つの企業については、新たな準拠枠への移行が“のれん”をその他の識別可能無形資産から区別するように導いている。

最後に、Danone と LVMH の 2 つの企業が独自の表示を採用し、商標を別の欄に独立させて表示している。これは上に見たように、商標に纏わる処理の特異性にその要因があると推察される。

ところで、2 つのグループが 2005 年の年次報告書における貸借対照表に情報表示の修正を行っていることに注目しよう。Vinci は、恐らく 2006 年 1 月 1 日に義務付けられる IFRIC の解釈を先取りするために、給付委譲契約領域での無形固定資産に関係する項目を付加している。他方では Vivendi は、部門の実務に合致させるために、コンテンツの非流動資産を内訳分類する項目（音楽著作権及び音楽カタログ、放映権など・・・）を設けている。

さらには、とくに無形資産に関連する償却方法や償却期間のような情報が、引き続き注記で探求されなければならない。

すべての企業は、3つの年度について、注記で2つないし3つの項目について詳述し、また対応する金額を提供している。ただし、Bouygues、Carrefour 及び Total については、2003年度に算定された諸要素を示していない。これらの3つの企業については、IFRS 規準の適用は、その場合、主要な無形資産項目ならびにその金額について、連結計算書が新たな情報をもたらすことになるので、移行に関して無視し得ないインパクトを及ぼす。

新たな準拠枠への移行は、70%近くの事例で、注記に提供される情報の精粗に関して影響が及ぼされた。すなわち、60%の事例においては、注記項目に減少が、39%の事例では増加が見られた。

もし若干の項目の消滅が、フランス規準に基づいて識別される若干の無形資産を“のれん”へと再分類することから理解され得るとしても、これらの企業は、そうであるからと言って、識別された表4のグループ1の企業に対応しない。それに反して、多数の項目の増加が、企業内部で開発された無形資産（Cap Gemini、Vivendi）、開発費（Schneider Electric）に付与された重要性によって、またはL'Oréalのように、償却可能な商標とは区別される不確定な耐用年数の商標に認められる特殊な事情によって説明される。

たとえ減損の方法が明確に規則化されているとしても、企業は無形資産の有効期間ないし利用期間に言及するに止まり、採用された償却期間について正確な情報を提供している企業はさほど多くはない。それに反して、この種の情報を提供する企業については、それらの半数近くが、こうした償却しないことを正当化することのできる無形資産（一般に商標）の不確定な耐用年数について詳述している。このような実情は、[Price Water House Coopers(2007)]の分析結果を裏付けるものでもあり、一方では情報の全体的な欠如を、また他方では非常に詳細な情報を伴う資産の減損に関するIAS 36規準の実施について、会社間に大きな隔たりが見られることを示している。

## 5. むすび

無形資産に関するこの研究目的は、規定面についてと同時に上場会社の実務面について、フランスの準拠枠からIFRSへの移行による変更の諸要素を定性的に分析することによって、フランスにおけるIFRS適用初年度の実情を考察することであった。移行年度を含む、3つの年度に関する当該国の準拠枠と国際的な準拠枠に基づく会計処理の変更の分析は、会計準拠枠の変更に際して存在する相違の性質や大きさを説明することを可能にした。

そこでは、企業の非流動資産合計における無形資産の比重が、たとえ相対的に安定したままであるとしても、IFRS規準への移行は無形資産を構成する“のれん”と識別可能な無形資産の2つの重要な項目の比重に同じ影響を及ぼさなかった。

ある企業は、IFRS規準によって与えられた定義にはもはや合致しない無形資産（市場占有、営業権・・・）を“のれん”に分類するように導かれた。また他の企業は、当該企業によって所有される無形資産合計における識別可能無形資産の比重を増加させる結果となる、かつて費用計上された開発費の再認識に導かれた。さらには、特殊な部門領域（たとえば、

給付委譲契約) では、IFRS によってその後明確にされることになる規定に応じて変更が予想された。

無形資産に関する実証的な研究については、これまでに多くの文献が公表され、Bessieux-Ollier, C. et E. Walliser 等もさらなる研究を公表している<sup>13</sup>。したがって、ここでの実情の説明は十分に言い尽くされた内容ではないかもしれない。しかしながら、ここで指摘されるような、償却から減損への会計規定の変更には、“のれん”と識別可能な無形資産との区別に纏わる裁定の判断について多くの注釈を必要とさせている。このことは、“のれん”の償却か減損かという問題に関しても、当該企業の実務上の判断に関して一定の解釈を自らが行っていることを意味するのであろう。それが原則主義の所以であるのかもしれないが、我が国において再びこの問題が再燃していることからすれば、無形資産に関する IFRS 規準への移行に際して採られた会計処理上の行為は何らかの示唆を与えることができるかもしれない。特に、LVMH における“のれん”の償却と減損との対応的な処理については、“のれん”の価値は減価するものとの考え方が背後にあり、“のれん”の価値が減価せずに維持されていると言うことは、自己創設の“のれん”によって減価が埋め合わされていることになる。したがって、“のれん”の市場が存在しない限り、減価の埋め合わせ分や不足分の認識・測定の恣意性との関係が最終的な課題として浮上することになるだろう。このような推論の妥当性はさて置き、ここでの実証的な分析が様々な推論を生み出す契機となれば幸いである。

## 略 称

AMF : Autorité des Marchés Financiers

CAC : Cotation Assistée en Continu

CESR : Committee of European Securities Regulators

CNC : Conseil National de la Comptabilité

COB : Commission des Opération Bourse

CRC : Comité de la Règlementation Comptable

CSOEC ; Conseil Supérieur de l'Ordre des Experts-Comptables

IAS : International Accounting Standards

IASB : International Accounting Standards Board

IFRIC : International Financial Reporting Interpretations Committee

IFRS : International Financial Reporting Standards

SFAS : Statement of Financial Accounting Standards

VNC : Virtual Network Computing

EADS : European Aeronautic Defence and Space

---

<sup>13</sup> [Bessieux-Ollier, C., M. Chavent, V. Kuentz et E. Walliser(2010)]

## 参考文献

- Bessieux-Ollier, Corinne et Elisabeth Walliser(2007) ; “La transition et le bilan de la première application en France des norms IFRS: le cas des incorporels” , *Comptabilité-Contrôle-Audit*, décembre 2007.
- Bessieux-Ollier, C., M. Chavent,V. Kuentz et E. Walliser(2010) ; “Les effets de l’adoption obligatoire des norms IFRS sur les incorporels: le cas de la France”, *HALSHS* 2010.
- Cazavan-Jeny A., Jeanjean T. (2005) ; “Pertinence de l’inscription à l’actif des frais de R&D : une étude empirique”, *Comptabilité-Contrôle-Audit*, mai 2005 .
- Committee of European Securities Regulators [CESR(2003)] ; European Regulation on the Application of IFRS in 2005: Recommendation for Additional Guidance Regarding the Transition to IFRS, SESR/03-323e.
- Comité de la Réglementation Comptable[CRC(99-02)] ; Règlement n° 99-02 du 29 avril 1999 relatif aux comptes consolidés des sociétés commerciales et entreprises publiques.
- [CRC(00-06)] ; Règlement n° 2000-06 du 7 décembre 2000 du CRC relatif aux passifs.
- [CRC(00-07)] ; Règlements n° 2000-07 du 7 décembre 2000 du Comité de la réglementation comptable modifiant et complétant l’annexe au règlement n° 99-02 du 29 avril 1999 du CRC relatif comptes consolidés des sociétés commerciales et entreprises publiques (paragraphes 215 et 2801).
- [CRC(02-10)] ; Règlement n° 2002-10 du 12 décembre 2002 relatif à l’amortissement et à la dépréciation des actifs
- [CRC(04-06)] ; Règlements n° 2004-06 du 23 novembre 2004 relatif à la définition, la comptabilisation et l’évaluation des actifs.
- Conseil Supérieur de l’Ordre des Experts-Comptables[CSOEC(2006)] ; “ Applicationdes nouvelles norms internationaux ; premières remarques et tendances à mi-chemin de l’exercice comptable 2005”, Janvier, Étude réalisée par l’observatoire des norms comptables internationaux.
- Hoarau, Christian ; “ Le passage aux norms IAS-IFRS :une revolution comptable ? ”, *La revue du financier*,n°144.
- PriceWaterHouseCoopers(2004) ; *IFRS 2005-Divergences France/IFRS*, Francis Lefebvre.
- PriceWaterHouseCoopers(2007) ; “La communication financière sur l’application d’IAS 36:dépréciation d’actif non financiers”.
- L’Oréal (2004); *Rapport Annuel 2004*.
- Tondeur, Hubert (2002) ; “Mise en place de l’IAS 38: une comparaison avec la pratique française”, *Revue Française de Comptabilité*, n°350.

中央大学大学院国際会計研究科教授

## **Note : The actual situation in the first year in which the IFRSs were applied—the case of intangibles assets in the CAC40—**

**Seizou KOSEKI**

### **Abstract:**

After the application of IFRSs from the 1<sup>st</sup> of January 2005, it had various influences on the accounting of French firms. In particular, the effect was reflected in the accounting concepts and regulations related to intangible assets. Therefore, in order to ascertain such aspects, the [Bessieux-Ollier, C. and E. Walliser (2007)] analyzed the annual reports of French firms (CAC 40) listed on the Paris Stock Exchange (*Euronext Paris*) .

In this note, we will consider the evolution of the accounting regulations for the intangibles, then show the actual situation in the first year in which the IFRSs were applied, in accordance with the survey (empirical analysis) of the change in accounting practices related to intangible assets.

### **Keywords:**

CAC 40, Intangible Assets, R&D, Goodwill, Empirical Analysis